公共下水道排水設備等指定工事店　申請に関する注意事項

１　申請書について

新規に申請する場合、指定番号欄は記入不要です。

２　添付書類の注意点

下記書類は、新規申請・更新申請いずれも必要となります。
ただし、「★」がついているものについては、更新申請の場合で更新前後において住所・所在地及び氏名・名称並びに定款及び登記事項に変更のない場合は不要とすることができます。

★(1) 住民票の写し 又は 登記事項証明書
※市町村 又は 法務局で発行する用紙そのものをいいます。コピーは不可です。

(2) 未納がない旨の証明書（完納証明書）
※市役所収納課（本庁舎３階 11 番窓口）又は各行政局住民福祉課で発行しています。法人にあっては法人名義、個人にあっては代表者名の証明書が必要となります。

(3) 誓約書（条例施行規則第７条第４号のいずれにも該当しないことを誓約する書類）
※誓約書の内容を確認し、所在地・工事店名及び代表者名・日付を記入押印してください。

★(4) 営業所の平面図及び付近見取図
※営業所の内部及び外部の写真は、申請者の営業所と分かるように看板等を入れて撮影してください（３～４枚程度）。

★(5) 機械器具調書
※写真は、個々ではなくまとめて数枚撮影してください。また、倉庫等がある場合は、その内部及び外部の写真も撮影してください（２～３枚程度）。

(6) 選任責任技術者名簿
※申請者が個人で、その代表者が選任された責任技術者の場合であっても、選任して従事する責任技術者(和歌山県内で他の営業所について兼任することを妨げない)の雇用関係を証する書類は必要になります。(例：確定申告等の会社名と個人氏名が入っているものの写し)

(7) 工事経歴書
※工事経歴書（主に排水設備工事）は、任意様式による提出も可能です。

３　登録申請手数料（登録申請手数料は申請時に納付してください。）

(1) 新規　２，０００円

(2) 更新　１，０００円

４　受付日時

(1) 新規　常時

(2) 更新　令和９年１月 26 日（火）　～　令和９年２月８日（月）　（土日祝日を除く）
午前８時３０分　～　午後５時１５分

５　受付場所

田辺市役所環境課
（田辺市東山一丁目５番１号　田辺市役所本庁舎３階６番窓口　電話 0739-26-9927）

６　責任技術者証の受け取りについて

(1) 新規　受付時に別途ご案内します。

(2) 更新　令和９年２月 16 日以降に、田辺市役所環境課（田辺市役所本庁舎３階６番窓口）にてお渡しします。各行政局でのお受取りを希望される場合は、登録申請書提出の際にお申し出ください。

田辺市特定環境保全公共下水道条例施行規則（抜粋）

（指定工事店の資格要件）

第7条 条例第9条に規定する公共下水道排水設備等指定工事店（以下「指定工事店」という。）として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 営業所ごとに、条例第9条に規定する公共下水道排水設備等工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を選任していること。ただし、和歌山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

(2) 排水設備等の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）の施行に必要な設備及び器材を有していること。

(3) 本市に営業所を有し、市税を完納していること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 第 13 条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいるもの

（指定工事店の指定）

第8条 指定工事店の指定を受けようとする者は、公共下水道排水設備等指定工事店指定申請書に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、指定工事店として指定したときは、当該申請者に公共下水道排水設備等指定工事店証を交付するものとする。

（指定工事店の責務等）

第9条 指定工事店は、公共下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、適正な排水設備工事の施行に努めなければならない。

2 指定工事店は、指定工事店証を店内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、第 13 条第1項又は第2項の規定により指定を取り消されたとき、又は営業を廃止したときは、直ちに指定工事店証を市長に返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたとき、又は営業を休止したときは、その期間中指定工事店証を市長に返納しなければならない。

（指定の有効期間）

第 10 条 指定工事店としての指定の有効期間は、当該指定を受けた日から起算して5年以内とする。

（指定の更新）

第 11 条 指定工事店は、前項の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、当該有効期間の満了日前 30 日以内にあらかじめ指定の更新を受けなければならない。

（指定の異動等の届出）

第 12 条 指定工事店は、第7条各号に適合しなくなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（指定の取消し又は一時停止）

第 13 条 市長は、指定工事店から前条の規定による届出を受けたときは、その指定を取り消すものとする。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則に違反したとき。

(2) その業務に関し不正又は不誠実な行為がある等市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

3 前2項の規定による処分をしたときは、その旨を当該指定工事店に通知するものとする。